

日赤薬剤師会ホームページ運用規約

第1章 総則

第1条 日赤薬剤師会（以下本会とする）は、ホームページの運用に関し本規定を設ける。

第2条 ホームページの円滑な運用を図るため、理事会の承認を経て、医薬情報委員会委員がこれを管理する。

第2章 目的

第3条 本会が発信する情報を通じ、会員の薬剤師活動の支援、学術研究における成果の公開、国内外の関連学会の情報提供、市民への情報提供などを図ることを目的とする。

第4条 医薬情報委員会委員は、本会の定める規約をもって、本会の円滑な活動の一助と為さなければならない。

第3章 運営

第5条 ホームページの管理は理事会の監督の下において、別に定めるマニュアルに沿って医薬情報委員会委員が掲載及び更新を行う。

第6条 ホームページの閲覧、更新権限は管理者（Administrator）、編集者（Editor）、購読者（Subscriber）の3通りで、各権限を以下の通り付与する。

管理者（Administrator） 医薬情報委員会委員、会長、副会長、理事、ブロック理事、委員長
編集者（Editor） 薬剤部責任者、薬剤部責任者に代わってHP管理を行う担当者（DI担当者等）（規模によって複数人の登録可）

購読者（Subscriber） 上記以外の会員

2 本会ホームページの情報の追加、変更、削除は各会員の権限に則って実施することができる。

サイトページ	管理者	編集者	購読者
当会について	○		
新着情報	○		
勉強会案内	○		
求人情報	○	○	
活動報告	○	○	
会員の広場	○	○	○
議事録アーカイブ	○	○	
病院施設	○		
委員名簿	○		

3 ホームページの運営においては次のサイトページの管理を行う。

- 当会について : 日赤薬剤師会の紹介・挨拶
- 新着情報 : 新着順に情報を表示
- 勉強会案内 : 総会・学術集会、セミナー、分科会・地方会などの学術の交流等に関する情報提供（日赤薬剤師会主催のものに限らない）
一般向けと会員向けの2つの案内がある
- 求人情報 : 日赤施設での職員募集
- お問い合わせ : お問い合わせフォーム（一般の方からのお問い合わせを含む）
- 活動報告 : ブロック研修会や災害救護などの活動報告を掲載
- 会員の広場 : 会員によるコミュニケーションの場
- 議事録アーカイブ : 総会、部会、委員会等の議事録を掲載
- 病院施設 : 各医療機関・センターの基本情報を掲載
- 委員名簿 : 会員登録名簿（姓、名、施設名、認定資格で検索可能）

4 ホームページの更新は権限に則って責任をもって行う。なお医薬情報委員会委員が相互に協力し、会員にとって利便性の高いホームページを維持できるよう努力する。

5 ホームページ内の各サイトページの所管部署は以下のとおりとする。

サイトページ	所管部署
当会について	会長
新着情報	-
勉強会案内	北海道ブロック委員、東北ブロック委員
求人情報	広報理事
お問い合わせ	総務理事
活動報告	東部ブロック委員
会員の広場	中部ブロック委員
議事録アーカイブ	近畿ブロック委員
病院施設	中四国ブロック委員
委員名簿	広報理事、九州ブロック委員

掲載した内容は本会としてはバックアップを取らない。更新者各自の責任において保管しなければならない。

第4章 禁止事項

第7条 ホームページ使用上、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 本会の目的以外に使用すること
- 2) 誹謗中傷、プライバシーを侵害する内容の記事の掲載

3) 著作権等の法令に定める権利の侵害

4) 営利目的

5) その他法令及び社会的常識・公序良俗・倫理に反する内容の掲載

(2) 理事会は、前項の事項の他、倫理的に問題があると判断した場合は、ホームページの掲載を中止または掲載を担当者に連絡の上削除することができる。

(3) 理事会はホームページ利用者に対しホームページ運営・利用に対する指導・監督の責任を負う。

第5章 セキュリティと汚染対策

第8条

(1) ホームページが、改竄又はウィルスプログラムに汚染された恐れがあることを知り得た会員は、直ちに医薬情報委員に連絡しなければならない。

(2) 前項の連絡を受けた医薬情報委員は、ウィルスプログラムの排除のいかんにかかわらず、速やかに医薬情報委員長及び会長に報告しなければならない。

(3) 前項の連絡を受けた会長および医薬情報委員会委員長は、速やかにホームページ制作会社に連絡をし、直ちに原因の精査および対応を行う。またその結果を会長および医薬情報委員会委員長は報告を受ける。

(4) ホームページを復旧できなかつた場合、医薬情報委員会委員長は会長に報告の上、一時的に閉鎖の判断を取ることができる。

(5) 前項の事態が発生した場合は、会長および医薬情報委員会委員長は直ちに会員に通知しなければならない。

附 則

1. この規定の改廃は理事会の議決による。

2. この規定は令和4年4月1日より施行する

令和4年9月1日改定(第2版)

令和4年8月理事会にて承認